

消防用設備等に係る執務資料の送付について(抄)

(平成 10 年 5 月 1 日消防予第 67 号)

標記の件について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考とされるときともに、貴管下市町村への周知方御願います。

(自動火災報知設備の感知器の作動時間等の判定について)

問 18 平成 9 年 12 月 24 日付け消防予第 200 号及び第 201 号により、自動火災報知設備の試験基準及び点検要領から、感知器の作動時間に係る数値及び蓄積機能を有する自動火災報知設備の蓄積時間に係る数値が削除されたが、その判定はどのようにして行うべきか。

答 これらの事項については、従前作動までの時間を測定して判定を行っていたものであるが、試験・点検の実施の円滑化等の観点から、正常な作動の確認のみで足りることとしたものである。また、作動までに非常に時間がかかるもの、作動が確認できないもの等については改善のための措置を講ずる必要があるが、その目安となる時間は次のとおりである。

| 感知器 | 作動時間[秒] | 感知器の種別 | | | |
|---|---------|--------|-----|-----|-----|
| | | 特種 | 1 種 | 2 種 | 3 種 |
| 差動式スポット型 | — | 30 | 30 | — | |
| 定温式スポット型*1 | 40 | 60 | 120 | — | |
| 熱アナログ式スポット型*1 | 40 | — | — | — | |
| イオン化スポット型 光電式スポット型 イオン化アナログ式スポット型 光電アナログ式スポット型 | — | 30 | 60 | 90 | |
| 光電式分離型 光電アナログ式分離型 | — | 30 | 30 | — | |
| 炎感知器*2 | 30 | | | | |

*1 定温式スポット型又は熱アナログ式スポット型については、それぞれ公称作動温度又は火災表示に係る設定表示温度と周囲温度との差が 50 度を超える場合は、作動時間を 2 倍の値とすることができる。

*2 炎感知器については、屋内型、屋外型及び道路型のいずれの区分についても 30 秒以内である。

(消防用設備等の改修の位置づけ等について)

問 20 消防用設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書に掲げる工事の種類のうち「改修」は、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成 9 年 12 月 5 日

付け消防予第 192 号。以下「192 号通知」という。)別紙 1 に掲げる工事の区分のいずれに該当するのか。また、192 号通知別紙 1 に掲げる工事は、消防法(以下「法」という。)第 17 条の 5 に掲げる「工事」及び「整備」のいずれに該当するのか。

答 前段 当該工事の内容に応じ、「取替え」又は「改造」に該当する。

後段 「新設」、「増設」、「移設」、「取替え」及び「改造」は「工事」に該当し、「補修」は「整備」に該当する。

(軽微な工事を反復して行う場合の取扱いについて)

問 21 1 の消防用設備等について、192 号通知別紙 2 に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあっても、1 回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、短期間に反復して行われる場合にあっては、その理由、工事工程等を確認しておくことが必要である。

(異なる区分の工事を同時に行う場合の取扱いについて)

問 22 自動火災報知設備の感知器 10 個の移設(軽微な工事に該当)と受信機の改造(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認めてよいか。

答 認められない。

問 23 屋内消火栓箱 2 基の増設(軽微な工事に該当)と自動火災報知設備の感知器 15 個の増設(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいか。

答 お見込みのとおり。

(着工届の省略に係る罰則の適用について)

問 24 法第 17 条の 5 に掲げる消防用設備等の工事については、法第 17 条の 14 の規定により着工届が必要とされるが、192 号通知第 1、1 により当該届出が省略された場合にあっては、法第 44 条第 6 号の規定(着工届出等の懈怠に係る罰則)は適用されないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(軽微な工事に係る着工届の受理について)

問 25 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理しないこととしてもよいか。

答 届出が行われた場合には、受理することとされたい。

なお、届出者に対しては、当該届出等の機会を捉え、軽微な工事に係る運用について周知されたい。

(軽微な工事に係る現場確認について)

問 26 軽微な工事に係る消防検査については、192 号通知第 1、2(2)において、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあっては、現場確認を行うこととしてよいか。

答 お見込みのとおり。

(軽微な工事に係る消防用設備等検査済証の交付について)

問 27 軽微な工事に係る消防検査について、192 号通知第 1、2(2)のとおり消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行った場合にあっては、規則第 31 条の 3 第 3 項の規定に基づき消防用設備等検査済証を交付することができるか。

答 当該検査の結果、消防用設備等が当該技術基準に適合していると認められる場合にあっては、お見込みのとおり。

(重複する添付書類の省略について)

問 28 着工届又は設置届に係る添付書類のうち、付近見取図、意匠図(建築平面図、断面図、立面図等)、関係設備共通の非常電源関係図書及び防火対象物の概要表については、192 号通知第 2 において防火対象物単位で提出することができることとされているが、異なる消防用設備等に係る平面図、断面図等についても、同様の取扱いとしてよいか。

答 消防用設備等の区分、配置、配管・配線状況等が明確にされている場合にあっては、お見込みのとおり。

(関係設備共通の非常電源に係る届出者について)

問 29 着工届又は設置届に係る添付書類のうち、関係設備共通の非常電源関係図書については、192 号通知第 2 において防火対象物単位で提出することができることとされているが、この場合における届出者については、どのように取り扱うべきか。

答 原則として、当該非常電源に係る消防用設備等の工事を行う消防設備士が連名で行う必要があるが、電源を供給する主たる消防用設備等の工事に係る消防設備士が代表して行うこととしてもさしつかえない。

(消防用設備等の点検票の保存について)

問 30 消防用設備等の点検票の保存期間については、192 号通知第 2、3 において、消防長

又は消防署長が適当と認める場合には 3 年以内とすることができることとされているが、具体的にはどのような場合が該当するか。

答 例えば、次のような場合があげられる。

- (1) 定期点検が適正に行われ、かつ、1 年に 1 回の報告がなされている特定防火対象物 直近の報告以前の点検票の保存を要しない(保存期間 1 年)。
- (2) 定期点検が適正に行われ、かつ、3 年に 1 回の報告がなされている非特定防火対象物 1 年を経過したものについては、点検結果総括表、点検者一覧表、経過一覧表等を保存することで、点検票の保存を要しない。